

## 年末年始における 面会・外出等の制限についてのお知らせ

市内感染症発生状況（週報）に基づき、新型コロナウイルス感染症並びにインフルエンザ等の定点（医療機関報告数）が警報レベル（30.0以上）から注意報レベル（10.0～30.0）に引き下げられたため臨時特別措置として面会・外出等の制限を下記のように致します。

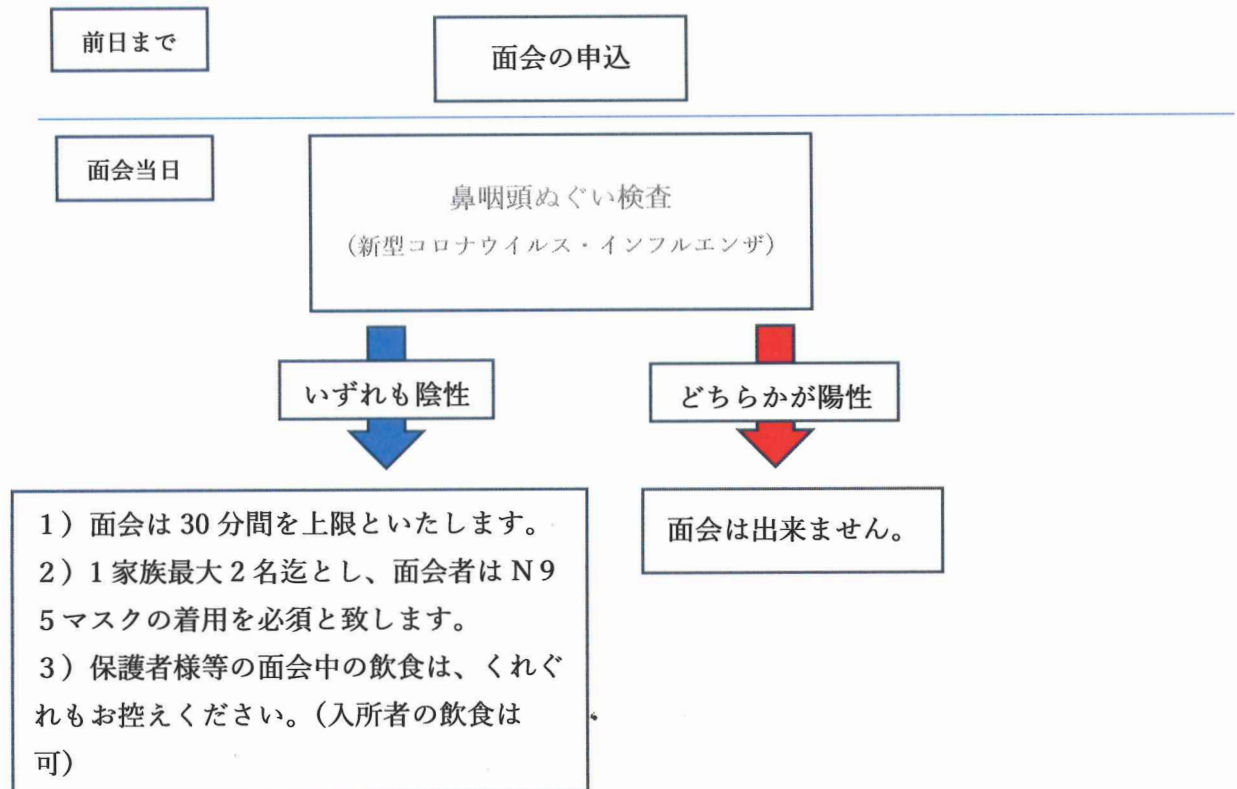
### 記

期間：令和5年12月30日（土）～令和6年1月3日（水）

内容：鼻咽頭ぬぐい検査にて新型コロナウイルス、インフルエンザの陰性確認が出来た方に限り面会は可能と致します。（面会者一人につき1回の検査をいたします。）

外出は不可といたします。

### 《臨時特別措置における面会方法について》



※面会を希望されます方は、面会の前日までに必ずお申し込みください。